

川崎市工業団体連合会会則

(名称)

第1条 この会は、川崎市工業団体連合会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、川崎市及び関係官庁と緊密な連絡調整をすると共に、会員工場相互の連絡調整並びに融和を図り、組織の力を高度に利用して、中小工業の当面する諸問題を市及び県政に反映させ、企業の健全なる発展を通して、本市工業の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、川崎市内の工業団体とし、正会員と準会員で構成する。

2 正会員は、会長・副会長・常任理事として選任される団体とする。

3 準会員は、正会員以外の団体とする。

(入会)

第4条 本会の趣旨に賛同し、入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、退会届出書を会長に提出しなければならない。

2 会員たる工業団体が解散した時は、退会したものとみなす。

(事業)

第6条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 関係官公庁との連絡協力に関すること。

(2) 会員相互の連絡協調と融和に関すること。

(3) 関係法規の調査研究並びに普及、周知に関すること。

(4) 企業経営等に関する調査研究並びに資料の収集配布に関すること。

(5) 市内各地域の工場振興施策に対する協力並びに要望答申に関すること。

(6) 関係諸団体との協力、交流に関すること。

(7) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(会費)

第7条 本会の会費は、普通会費及び特別会費とする。

2 普通会費は、総会において決定する。

3 特別会費は、事業執行する際に決定する。

4 既に納入した普通会費は、返還しない。

(役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任理事 15名以内

(4) 理事 30名以上45名以内

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 会長、副会長、常任理事は、理事会において理事のうちから選任する。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、総会の議決を経て顧問及び参与を置くことができる。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 常任理事は、常任理事会を構成し会務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し会務を処理する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第13条 本会に専門委員会を置き、専門委員は各部門別の総務、技術、金融等の調査研究を行うものとし、別に専門委員会規定を設ける。

(幹事長)

第14条 本会の事務を統括するため、幹事長を置く。

2 幹事長は、市主管課長をあてる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事会は、常任理事会及び理事会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、代議員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長、専門委員会委員長、及び幹事長をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定に関すること。

(2) 事業報告及び決算の承認に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) その他、本会の運営に関すること。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) 専門委員会の円滑なる推進に関すること。

(4) その他、総会の議決を要しない会務に関すること。

3 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会の付託を受け、本会の常務に関する事。
- (2) 理事会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他、理事会の議決を要しない会務に関する事。

4 会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

(会議の議決)

第18条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、川崎市産業振興会館内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、書記若干名を置くことができる。

3 事務局長は、会長が委嘱する。

4 書記は事務局長が委嘱し、事務局長の指導を受けて庶務に従事する。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入金をもってこれにあてる。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第22条 本会の運営上、必要な事項及び会則に定めていない事項並びに疑義のある事項については、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成12年6月1日から施行する。

この会則は、平成23年6月8日から施行する。

この会則は、平成30年6月1日から施行する。